平成２３年（フ）第３０１号
大阪府泉佐野市上町２丁目10番20―707号
債務者　元林　千尋
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
長崎県長崎市深堀町１丁目11番地64　雇用促進住宅２号棟205号、旧住所長崎県長崎市青山町20番７号
債務者　竹田　健志
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
長崎県長崎市深堀町１丁目11番地64　雇用促進住宅２号棟205号、旧住所長崎県長崎市青山町20番７号
債務者　竹田　愛子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
長崎県長崎市本尾町１番42号　シャル夢館本尾202
債務者　橘　　希望
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
長崎県長崎市曙町24番16号
債務者　伊藤　光義
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
千葉県流山市西初石５丁目177番地の87　早川方
債務者　野口　隆芳
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２３８号
千葉県松戸市竹ケ花220番地の25　コーポパインドアー105号
債務者　佐藤　　武
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２４５号
千葉県野田市次木350番地28
債務者　江口　和夫
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２５０号
千葉県我孫子市新木野３丁目17番24号
債務者　浅原美津代
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２５１号
千葉県松戸市三矢小台４丁目13番地の３　コーポウキガヤ101号
債務者　鈴木　友子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２５３号
千葉県柏市篠籠田1476番地　アーバンテ篠籠田103号
債務者　古谷　晶子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１４１号
熊本市島崎４丁目７番１―308号
債務者　垣原　弘美
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１５５号
熊本市上南部２丁目14番68号
債務者　東　久美子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１５７号
熊本市渡鹿７丁目10番11号、住民票上の住所熊本市城南町阿高472番地３
債務者　天野　富美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１４１号
千葉県船橋市高野台４丁目13番５号　メゾネット高野台102号
債務者　毛塚　定夫
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２号
千葉県船橋市高野台４丁目13番５号　メゾネット高野台102号
債務者　毛塚奈々代
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２７３号
千葉市中央区祐光１丁目26番４号　スリーコーポ103号
債務者　山城　昭夫
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係